

議第 179 号 呉市立美術館条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

市民負担の公平性の観点から、また、受益者負担の原則により、呉市立美術館の施設使用料について額の改定をするものです。

2 改正の内容

コスト算定単価の計算により算出した額と、現行の施設使用料の額との間に乖離が生じていることから、施設使用料の額を現行の施設使用料の額に「使用料・手数料改定の方針」で示されている乖離率に^{かい}応じた改定率 1.2 を乗じた額に改定します。

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日